

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、基本的人権及び個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、学校法人札幌大学及びこの法人が設置する学校（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取得、利用、管理、提供及び保存を図り、個人情報の有用性に配慮しつつ、本学における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 現在及び過去における本学の学生及びその身元保証人並びに役員、職員、入学予定者、受験生その他これらに準ずる者に関する情報であつて、本学が教育・研究及び業務上取得又は作成したもののうち、特定の個人が識別され、あるいは識別され得るものをいう。
- (2) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (3) 記録文書 本学において保有している個人情報を記録したデータ（文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等）をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報を取得、保管又は利用するにあたっては、学生、職員等の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 本学は、個人情報の取扱いに関し、第6章に規定する個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があつたときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 本学の職員は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏えい又は目的以外に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 本学の職員が、前項に定める責務に違反した場合、学校法人札幌大学就業規則第51条及び第52条に基づく措置を適用するものとする。
- 5 本学の学生は、職務等で知り得た個人情報の内容を他人に漏えい又は目的以外に使用してはならない。卒業後も同様とする。
- 6 本学の学生が、前項に定める責務に違反した場合、本学学則に基づく措置を適用するものとする。

(個人情報保護管理者の設置)

第4条 本学は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 事務局長

3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の取得、利用、提供及び管理並びに本人からの開示、訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。

4 個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報の取得、利用及び提供

(取得の制限)

第5条 個人情報の取得は、本学の教育・研究及び業務に必要な範囲内で、利用目的を明確に定め、本人に対してそれを明示するとともに、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の取得は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

3 個人情報の取得は、本人から、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次

の各号のいずれかに該当するときは、第三者から取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神の障害その他の理由により、本人から取得できないとき。
 - (6) 個人情報保護委員会が第三者から取得することに相当の理由があると認めたとき。
- 4 個人情報を第三者から取得するときは、本人の権利利益及びプライバシーを侵害することのないよう、充分留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 個人情報は、定められた目的以外に利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者に提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 個人情報保護委員会が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。
- 2 個人情報の利用目的の変更は、変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲内において行うことができるが、その場合、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の利用目的を変更するときは、本人の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ることなく個人情報の利用目的を変更することができる。
- (1) 法令に基づくとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (3) 本学の権利利益を害する恐れがあるとき。
 - (4) 個人情報保護委員会が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。
- 4 管理者は、第1項及び第3項ただし書の規定により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを保証するため、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付すこと又は本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第7条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人情報をその目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要性がなくなった個人情報を確実かつ迅速に廃棄又は消去しなければならない。
- 4 管理者は、個人情報の安全管理が図られるよう、本学の教職員及び個人情報の全部又は一部を業務委託した者に対する必要かつ適切な教育、監督を行わなければならない。

(個人情報の管理等)

第8条 個人情報の管理者は、業務遂行上、個人情報を取扱うときは、当該個人情報に係る管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者及び処理を行う場合の条件、権限等を定めなければならない。

- 2 前項の情報システムの管理、運用に係る管理者は、個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。
- 3 個人情報にかかわる機械処理は、目的達成のために取扱いを許可された者が、取得、利用及び保管等に必要の処理のみが行えるよう機能を限定しなければならない。

(外部委託に伴う取扱い)

第9条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、委託先として選定するための基準を設け、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた者又は受けていた者は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、目的以外に使用してはならない。

(外部要員の受け入れに伴う取扱い)

第10条 前条第1項及び第2項の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

第4章 個人情報の開示及び訂正

(自己情報の開示請求)

第11条 本人は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、身分証明書等により本人であることを明らかにし、開示の請求をすることができる。ただし、本人が未成年又は成年被後見人である場合、本人に代わって法定代理人若しくは本人が委任した代理人が開示の請求ができる。その場合、証明書等により、本人との関係若しくは委任されたことを明らかにしなければならない。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)をするときは、別表様式第1号に定める当該開示請求に必要な事項を明記した「個人情報開示請求書」を、当該管理者あてに提出するものとする。

3 管理者は、開示請求に必要な手続きについて本人に明示するとともに、開示請求を受けたときは、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求にかかる個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

(1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。

(2) 審議・検討中等未決事項に関する情報で、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの。

(3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該業務に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 試験問題、教職員の人事等に関する情報であって、公開すれば業務の公正かつ適正な執行を妨げるおそれのあるもの。

(5) 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(6) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 他の法令に違反するとき。

(開示・不開示の決定)

第12条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求にかかる個人情報の開示をするか否かの決定をしなければならない。

2 管理者は、個人情報を開示する若しくは全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、別表様式第2号に定める「個人情報開示可否決定通知書」により、通知しなければならない。

(開示の方法)

第13条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報がデータベースに記録されている場合は、プリンターにより出力した物の写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求(以下「訂正等請求」という。))

第14条 本人は、自己に関する個人情報に誤りがあると認められる場合又は不適切な利用若しくは取得があると認められる場合、当該個人情報を保有する管理者に対し訂正等請求をすることができるが、その場合、身分証明書等により、本人であることを明らかにしなければならない。

2 前項の請求をするときは、別表様式第3号に定める当該訂正等請求に必要な事項を明記した「個人情報訂正等請求書」を、当該管理者あてに提出するものとする。

3 管理者は、訂正等請求に必要な手続きについて本人に明示するとともに、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求にかかる事実を調査、確認し、その結果を本人に別表様式第4号に定める「個人情報訂正等可否決定通知書」により、通知しなければならない。

第5章 不服の申立て

(不服申立)

第15条 本人は、自己の個人情報に関して、第12条第2項に規定する措置及び取扱い等に不服がある場合は、個人情報保護委員会に対し、身分証明書等により本人であることを明らかにし、不服の申

立てをすることができる。ただし、本人が未成年又は成年被後見人である場合、本人に代わって法定代理人若しくは本人が委任した代理人が開示の請求ができる。その場合、証明書等により、本人との関係若しくは委任されたことを明らかにしなければならない。

- 2 前項の申立て（以下「不服申立」という。）をするときは、別表様式第5号に定める当該不服申立に必要な事項を明記した「個人情報取扱不服申立書」を、当該管理者を経て、個人情報保護委員会あてに提出するものとする。
- 3 個人情報保護委員会は、不服申立に必要な手続きについて本人に明示するとともに、第1項の申立てがあったときは、速やかに必要な調査を行うものとする。この場合において、個人情報保護委員会は、必要に応じ不服申立人、当該機関、教職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 個人情報保護委員会は、調査終了後、その結果を不服申立人に別表様式第6号に定める「個人情報取扱不服申立可否決定通知書」により、通知しなければならない。

第6章 個人情報保護委員会

（個人情報保護委員会の設置）

第16条 本学の個人情報の取得、利用、提供、開示、訂正等にかかわる次の事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 不服申立に関する事項
- (2) 個人情報の保護、開示に関する全学的な施策に関する事項
- (3) 管理者から個人情報の取得、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
- (4) その他個人情報の保護、開示に関する重要な事項
（オブザーバー等からの意見聴取）

第17条 委員会は、本学の個人情報の電子計算機によるシステム上の取扱いについて審議するときは、専門的知見をもったオブザーバーから意見を聴くことができる。

- 2 前項のほか、委員会は、前条に規定する事項の審議に当たり、当該関係機関に対し、意見を求めることができる。

（組織）

第18条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 常勤理事 1人
- (2) 副学長 1人
- (3) 事務局長
- (4) 部長 1人

（委員長及び副委員長）

第19条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。副委員長は、委員の互選により、選出する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

（監査及び点検・評価）

第23条 個人情報に関連する法令が遵守され、個人情報が適正に保護、利用されているか否かについて、定期的な点検・評価を実施しなければならない。

第7章 補則

第24条 削除

（委任）

第25条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護、開示に関し必要な事項は、別に定める。

（労働者の心身の状態に関する情報の取り扱い）

第26条 労働安全衛生法第104条第2項に基づく労働者の心身の状態に関する情報の取り扱いについては、この規程の定めにかかわらず、別の定めによるものとする。

（所管）

第27条 この規程に関する事務の所管は、総務部総務課とする。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、常勤理事会の議をふまえて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号